

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により広陵町から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年四月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）スーパーエバグリーン広陵店

所在地 北葛城郡広陵町大字平尾七一二番一ほか

二 広陵町から聴取した意見の概要

1 危機管理課

- (1) 犯罪の抑止及び事件事故案の早期解決を図るため、駐車場へ防犯カメラの設置を要望します。
- (2) 店舗用主要箇所にAEDの設置を要望します。なお、設置の際は来店者に分かりやすいよう案内板等を施してください。
- (3) 広陵町地域防災計画において、新築建物に対し感電ブレーカーの設置を推奨しています。

(4) 災害時における、生活物資の確保及び供給にご協力いただくため、防災協定の締結について、ご協議をお願いいたします。

(5) 開店後、警備員を配置し、交通事故がないようご配慮をお願いいたします。

(6) その他、工事期間中、交通事故のないようご配慮をお願いいたします。

2 学校教育課

開発地付近は、広陵西小学校及び広陵中学校の通学路となっておりませんが、付近から登校している生徒・児童がいるため、工事の施工時期や内容については特段の注意をお願いします。

3 生活環境課

(1) 工事期間中の騒音及び振動については、周辺に迷惑にならないよう十分留意願います。

(2) エアコン等室外機の設置について、近隣住民の迷惑にならないよう配慮願います。

(3) 所属地域の清掃活動など諸活動等に協力願えるよう周知願います。

(4) 太陽光発電の導入等、地球温暖化対策にもご配慮をお願いします。

4 地域振興課

- (5) 違法広告は、絶対にしないでください。
- (1) 周辺農地所有者に事業内容等計画を事前に周知し、農業用排水路の確認をしてください。
- (2) 周辺農地に影響がないように配慮願います。

5 上下水道部施設整備課

- (1) 工事は広陵町指定給水装置工事事業者で施工してください。
- (2) 給水分担金及び施設分担金（口径変更分の差額）が必要です。施設分担金は前納してください。

(3) 不要となる既設の引き込み管等を撤去してください。

(4) 宅地内公共樹の蓋は、広陵町指定の鉄蓋としてください。

(5) 公共樹の深さは一、〇〇〇mm以上で、宅内排水管の勾配を二％確保できるように設置してください。

(6) 必要十分な阻集設備を設けてください。

(7) 別紙注意事項がありますので、必ず事前に連絡いただき、設計者及び施工業者同席のうえ、上下水道部施設整備課と協議してください。なお、協議が終わるまで着工しないでください。

(8) 工事に当たって、障害となる構造物（埋設管含む。）等は、事業主において解決してください。

(9) 埋め戻しに係る流用土の使用は禁止します。

(10) 土日祝日の工事は控えてください。

6 クリーンセンター広陵

- (1) ごみの分別を徹底し、ごみ減量に努めてください。
- (2) 事業系一般廃棄物は直接搬入（有料にて受け付けます。）又は、一般廃棄物収集運搬業の広陵町許可業者に委託してください。

(3) 産業廃棄物については、産業廃棄物許可業者に委託し、適正に処理してください。

7 広陵消防署

奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程により「5000㎡以上の開発の場合は、水道本管は原則として口径150mm以上」と示されています

8 都市整備課

が、有効範囲内の開発であるため、新たな消防水利施設は必要ありません。

- (1) 地元及び隣接住民へ、事業の内容を事前に周知し、安全対策と周辺清掃には十分配慮願います。また、開発造成工事時及び建築工事時における近隣住民からの苦情等については、事業者において対応いただくようお願いいたします。
- (2) 工事期間中、安全対策と周辺清掃には十分配慮願います。
- (3) 側溝泥溜めの清掃については、申請者で行っていただくようお願いいたします。また、地域清掃の時は協力し合うよう周知願います。
- (4) 既存道路等公共物における掘削占用及び工事施工を行う場合は、本課に申請をし、許可を受けること。また、道路掘削工事箇所の舗装復旧については、前面全幅舗装としてください。
- (5) 既存道路構造物及び公共施設に損傷を与えた場合は、原形に復旧してください。
- (6) 電柱等地上占用施設は道路敷地外（後退部分含む。）に設置してください。
- (7) 開発地から出てくる車両等について、必ず開発地内で泥等を落としてください。また、運搬路の路面状態を常に監視し、必要に応じて路面清掃等を実施してください。
- (8) 土日祝日については、工事の自粛をお願いします。なお、工程上やむを得ない場合は、地元及び近隣住民へ周知し、了解を得るよう配慮願います。
- (9) 開発工事の着工予定日が決まりましたら、事前にその旨、地元区長及び近隣住民に連絡をお願いします。開発検査終了後の隠れた瑕疵については、その都度町と協議し、協力してください。
- (10) 本通知に対する図面等の提出により、意見が追加される場合があります。
- (11) 本意見書にて計画変更があった場合は、差し替え前に変更内容を反映した図書図面を回答書に添付してください。
- (12) 開発地東側に計画の出入口について、自動車を通り抜け等しないように車止めの設置をお願いします。
- (13) 店舗等の外観の色彩について、原色の使用を控え、周辺の眺望・景観と調和するような色彩となるよう配慮願います。また、本通知に対する回答書提出時に建物の色彩が分かる図書を添付するようお願いいたします。

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年四月五日から同年五月六日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで